

# 参考資料編

(梯川無許可係留船対策に係る計画書)



平成30年 1月  
国土交通省 北陸地方整備局

## 無許可係留の河川管理上の問題点



- ① 洪水流下の阻害
- ② 護岸への係留杭設置や船舶流出時の河川管理施設等への損傷
- ③ 河川工事の実施の支障
- ④ 油漏れによる水質事故の発生
- ⑤ 一般公衆の自由使用の妨げ
- ⑥ 騒音の発生
- ⑦ 景観の阻害など

# 無許可係留の状況(平成25年)

無許可棧橋及び工作物等



放置された係留施設の撤去要請



**警告**

この場所に設置されている棧橋は、近年使用実態が見られないことから、老朽化に伴い出水時に流出する恐れがあり河川管理上好ましくありません。

さらに、第三者への安全確保面からも不適当と見られます。

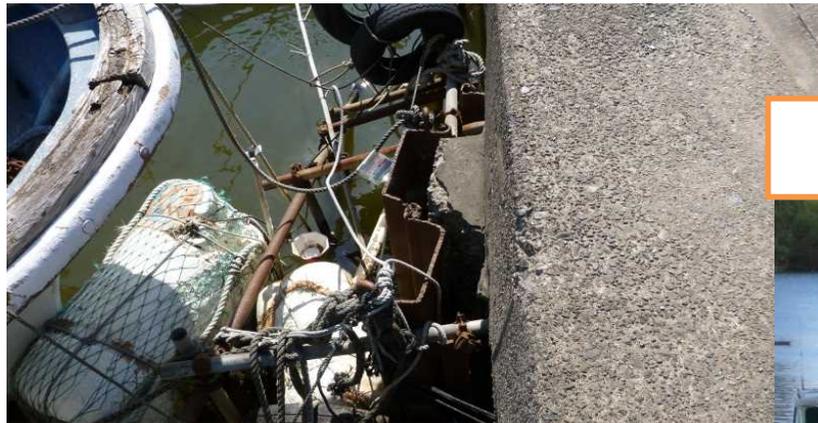
よって、**持ち主は早急に撤去して下さい。**

撤去されない場合は、当方にて平成24年11月1日以降、順次撤去します。

平成24年10月2日

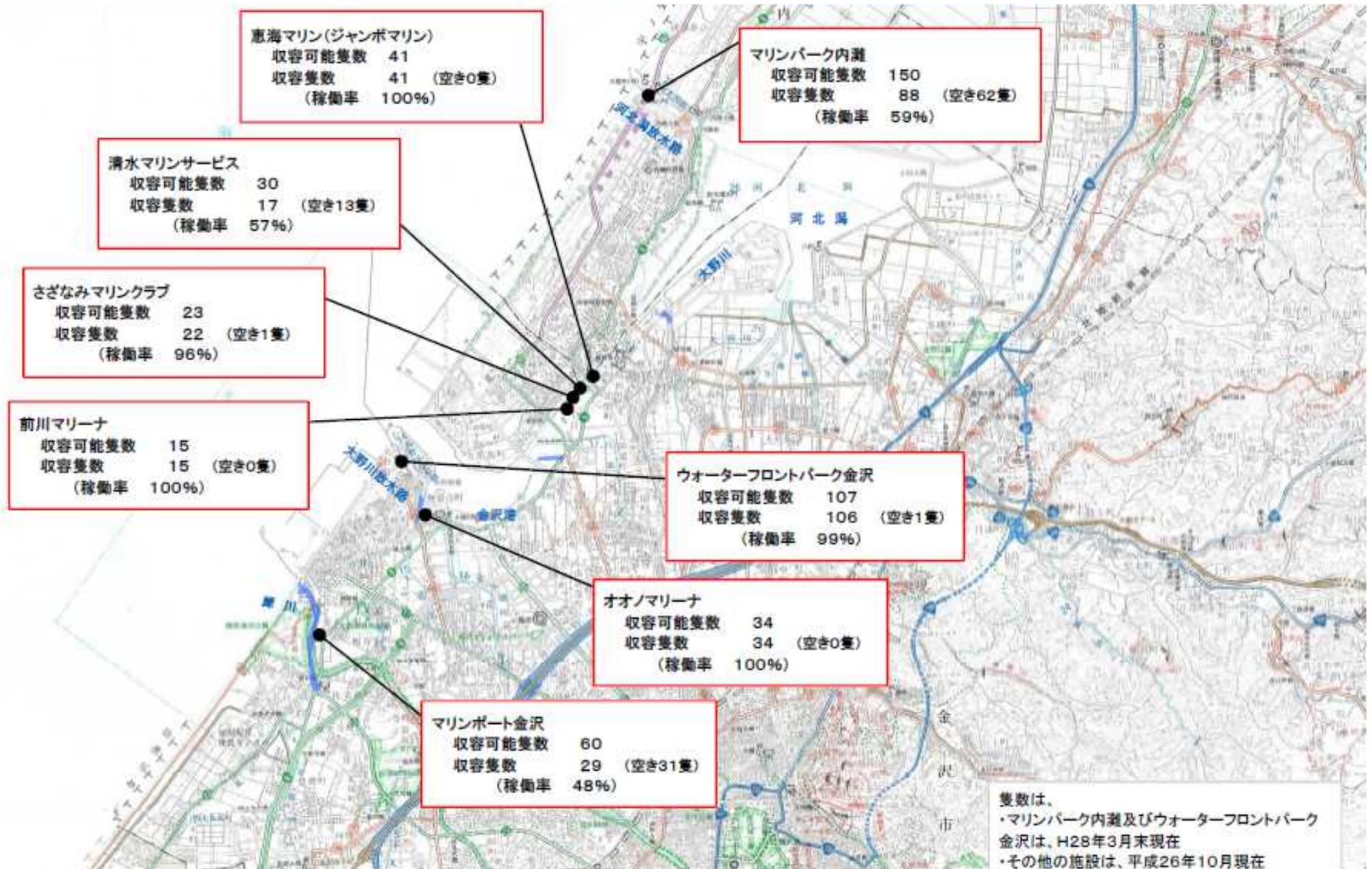
連絡先: 国土交通省 小松出張所  
小松市小島町ヲ27-2  
電話: 0761-23-4000  
(土日祝日を除く 8:30~17:15)

無許可棧橋による流下阻害

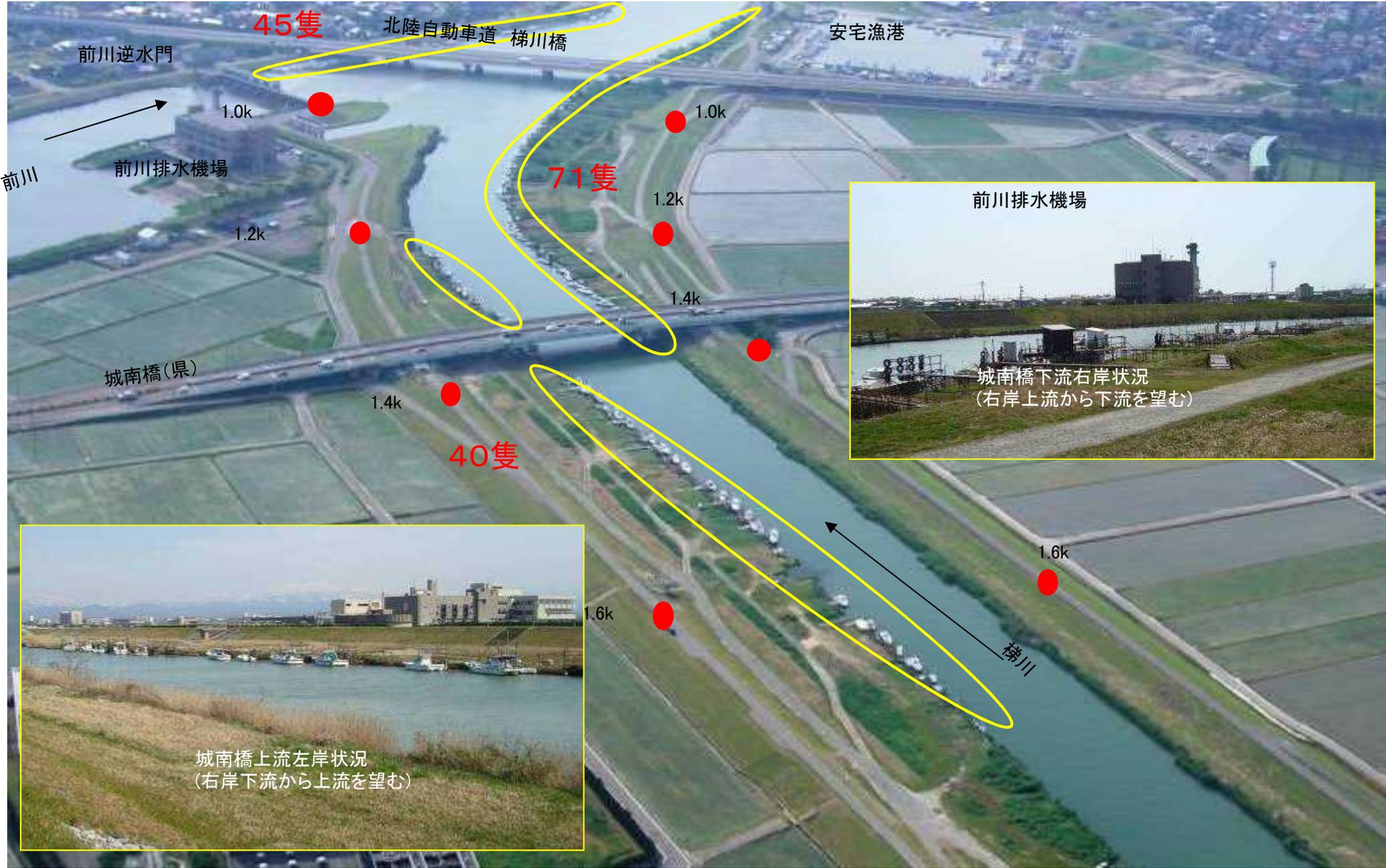


係留施設による護岸の損傷

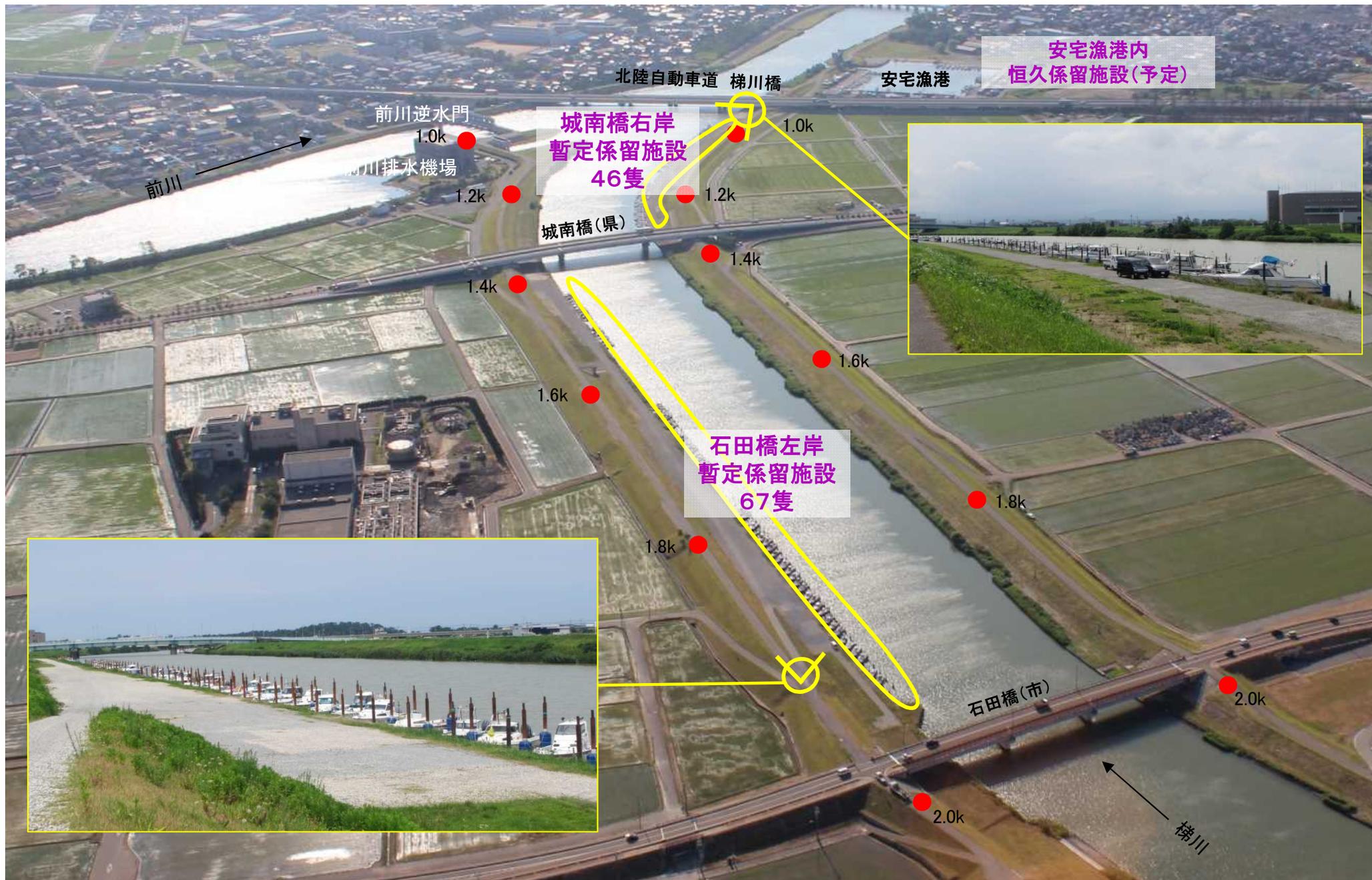
## 金沢地区のマリーナ施設



# 梯川の無許可係留の状況(平成25年)



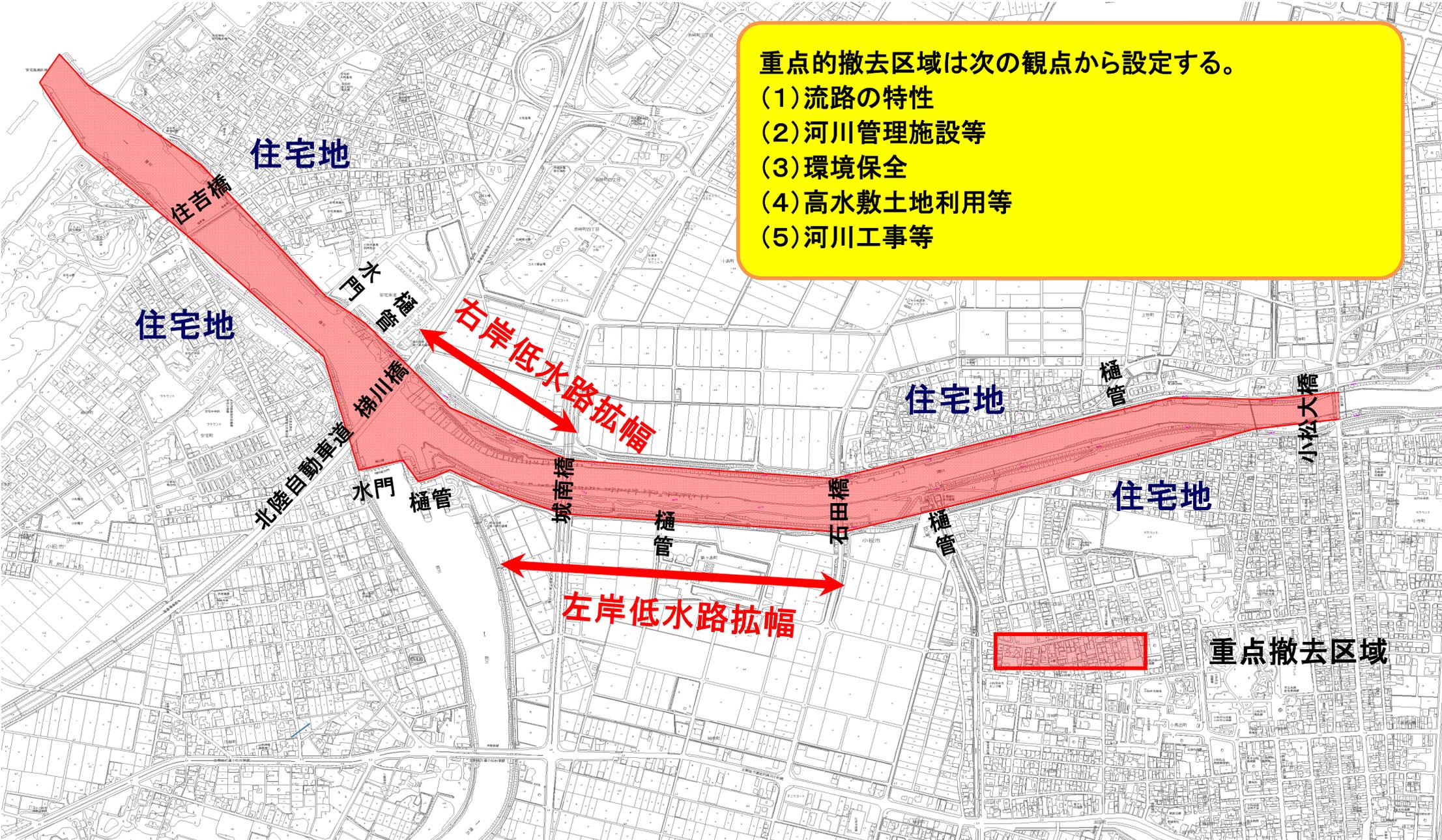
# 梯川の暫定係留の現状(平成28年)



# 重点的撤去区域

重点的撤去区域は次の観点から設定する。

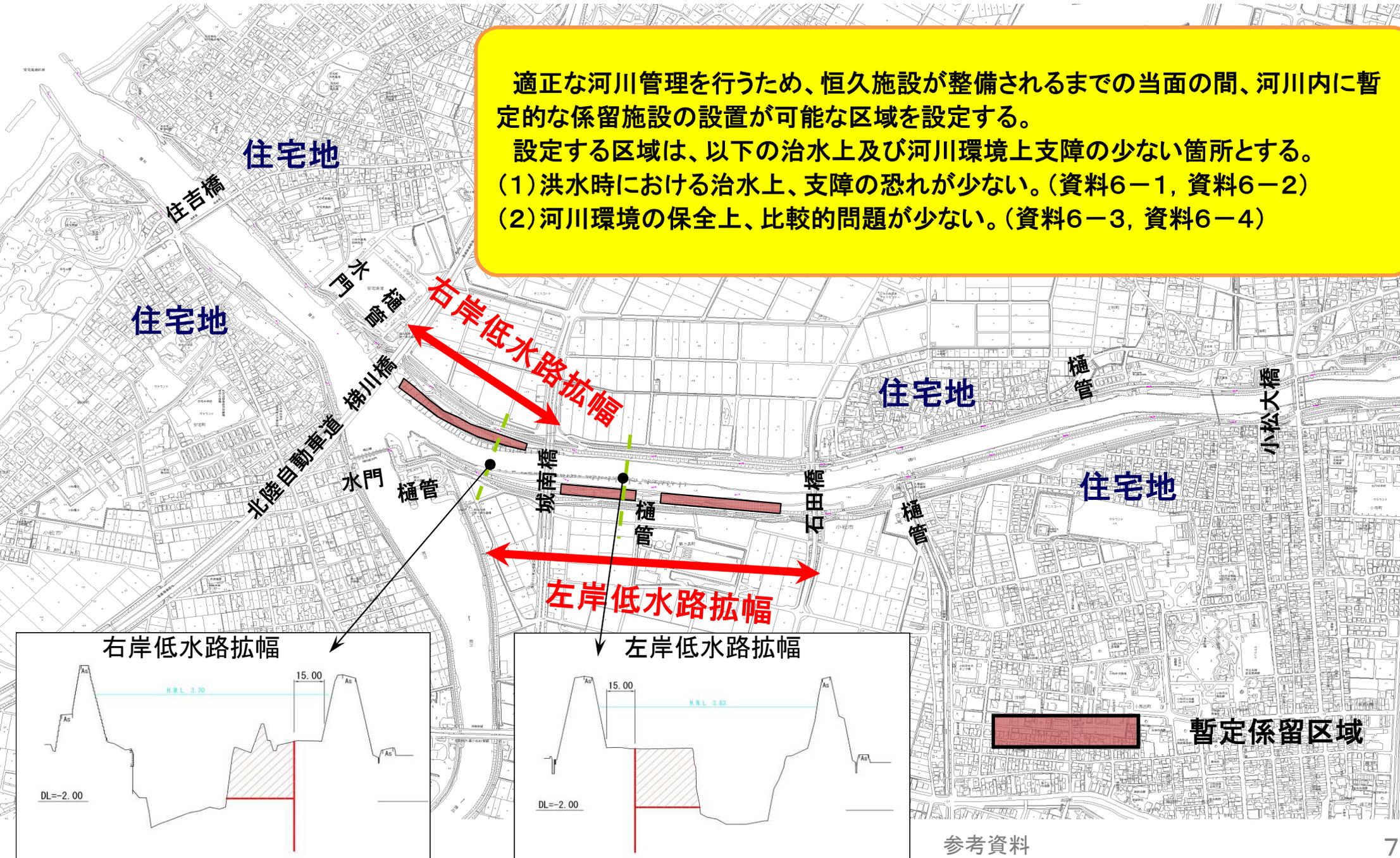
- (1) 流路の特性
- (2) 河川管理施設等
- (3) 環境保全
- (4) 高水敷土地利用等
- (5) 河川工事等



適正な河川管理を行うため、恒久施設が整備されるまでの当面の間、河川内に暫定的な係留施設の設置が可能な区域を設定する。

設定する区域は、以下の治水上及び河川環境上支障の少ない箇所とする。

- (1) 洪水時における治水上、支障の恐れが少ない。(資料6-1, 資料6-2)
- (2) 河川環境の保全上、比較的問題が少ない。(資料6-3, 資料6-4)



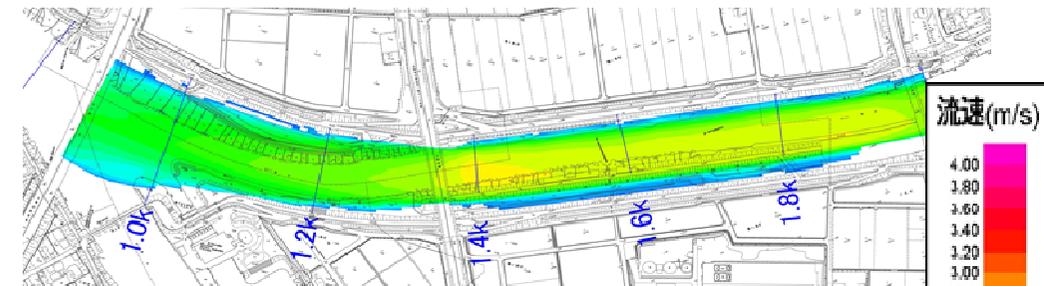
# 低水路を拡幅することにより治水上影響が少ない。

資料6-1-1

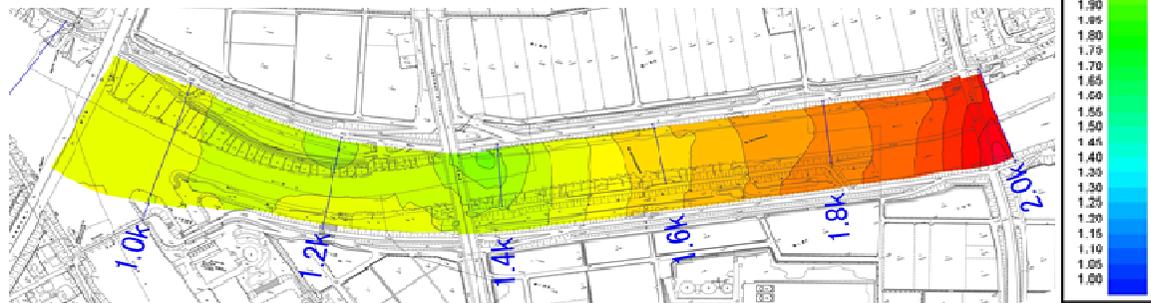
暫定係留を認める箇所は、水理シミュレーションをした結果より、特に、乱れた流れなどは発生していない箇所である。洪水待避基準を設けることで、洪水時には船舶は待避することとなり治水上の影響はない。



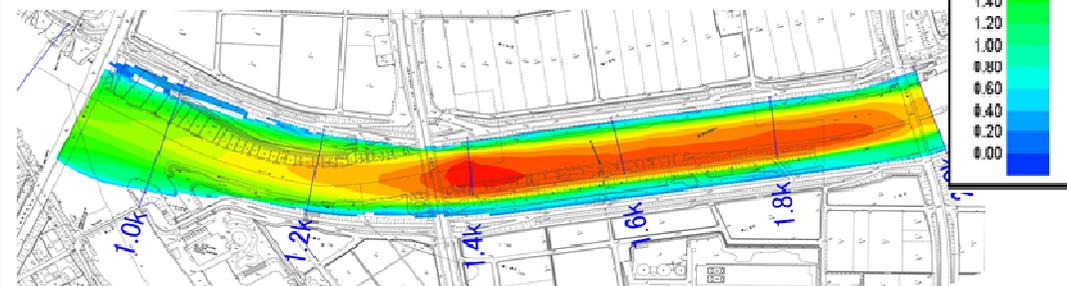
水位コンター図(660m<sup>3</sup>/s流下時)



流速コンター図(660m<sup>3</sup>/s流下時)



水位コンター図(1,000m<sup>3</sup>/s流下時)

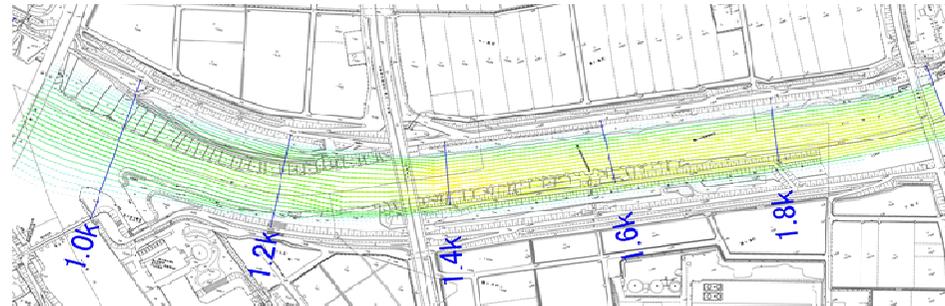


流速コンター図(1,000m<sup>3</sup>/s流下時)

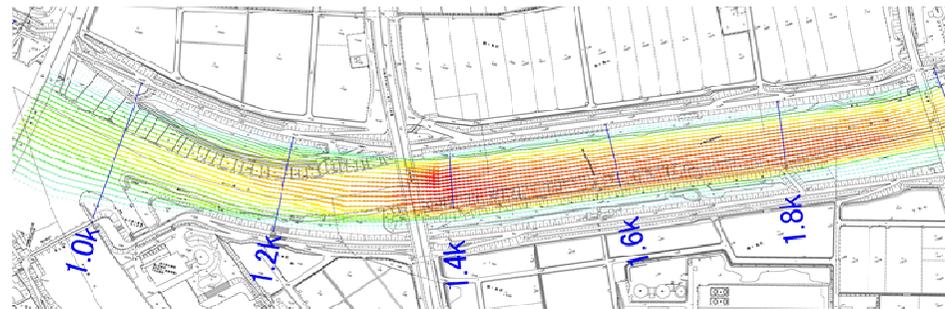
係留箇所について、水位コンター図からは、特に水位の上昇が顕著な箇所や左右岸の水位差が激しくなっている箇所は見受けられない。

係留箇所について、流速コンター図からは、特に極端に流速の早い箇所やの左右岸の流速差がある箇所は見受けられない。

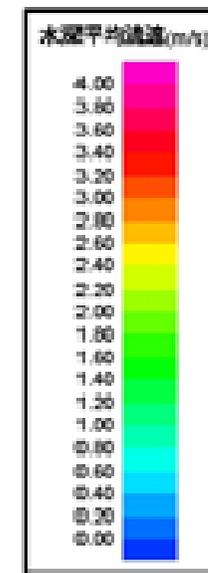
暫定係留を認める箇所は、水理シミュレーションをした結果より、特に、乱れた流れなどは発生していない箇所である。洪水待避基準を設けることで、洪水時には船舶は待避することとなり治水上の影響はない。



流速ベクトル図(660m<sup>3</sup>/s流下時)

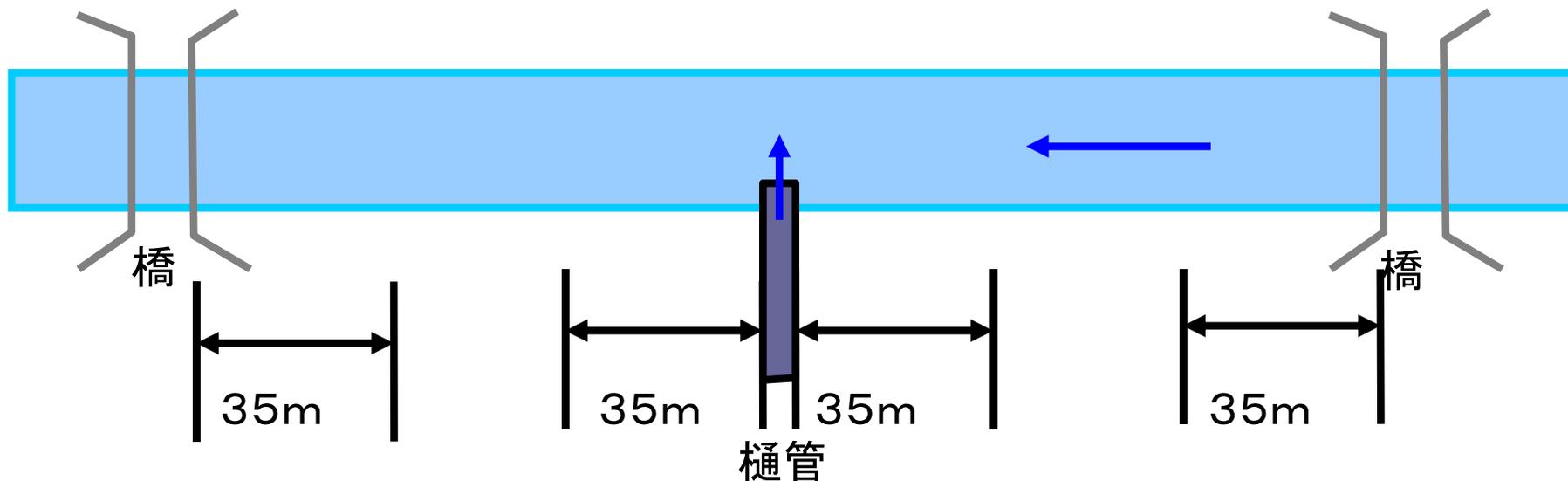


流速ベクトル図(1,000m<sup>3</sup>/s流下時)



係留箇所について、流速ベクトル図からは、特に極端な流向流速となっておらず、左右岸の流速差がある箇所は見受けられない。

暫定係留を認める箇所は、下記基準に則り、橋梁及び樋管より船の長さ(平均7m)の5倍以上離す(保安)距離を確保し、工作物に支障が生じないようにする。



## 橋及び樋管から離す(保安)距離35mについて

・工作物設置許可基準 p.119 第四十二 - ④について(船舶係留施設)

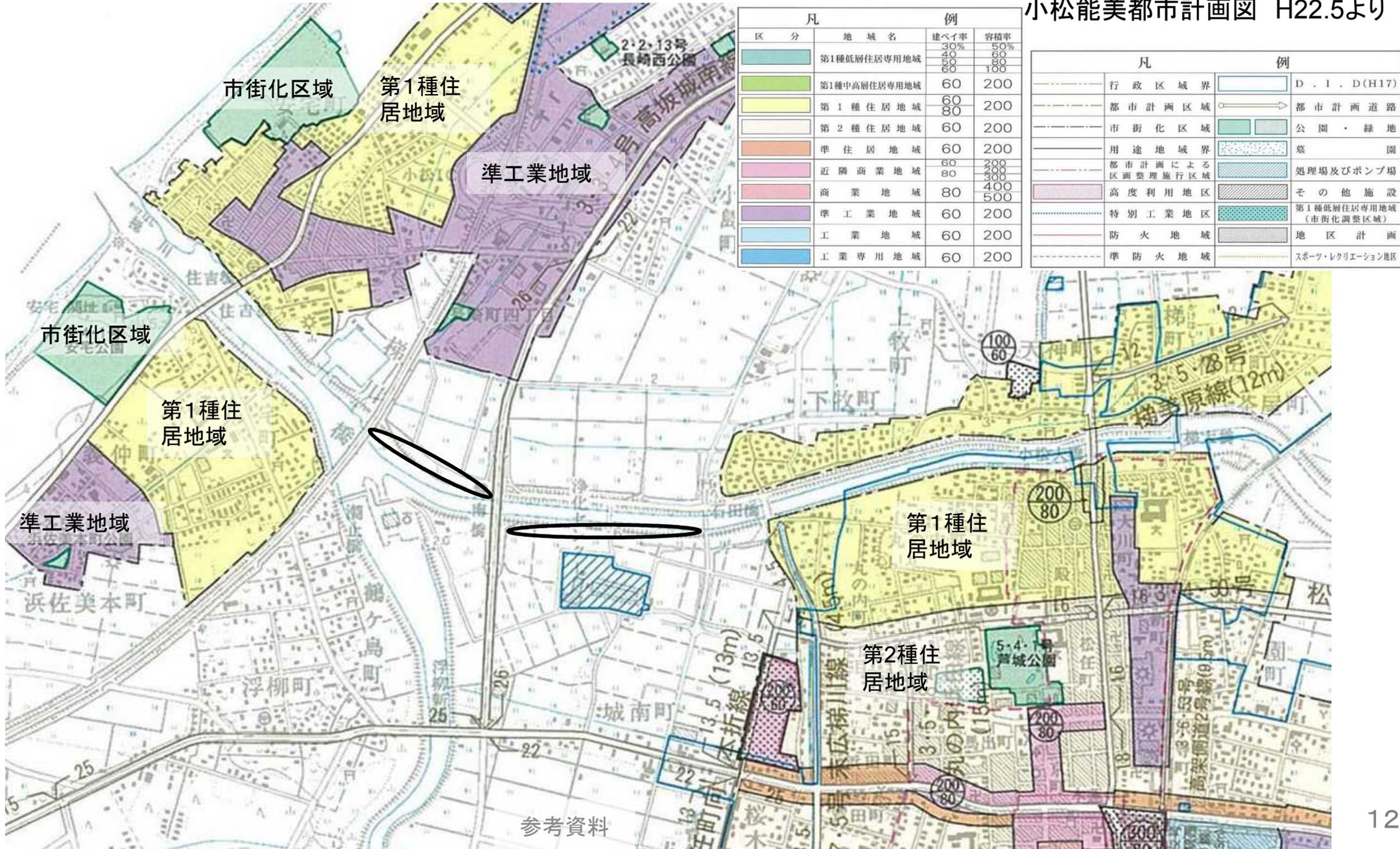
水門等の付近では、水門等の操作に伴って大きな流速が生じ、船舶が流失するおそれがある。また、平常時においても、水門等の付近に船舶係留施設を設置すると、操船ミス等により船舶がこれらに衝突するおそれがある。このようなことから、水門の付近等の操作により大きな流速の生じる箇所は、設置が不適当な箇所としたものである。

この場合の「付近」の範囲については、水門等の設置状況や、水門等の操作に伴う平常時や洪水時の流況に応じて個別に判断することが適当であるが、一般に、プレジャーボートが接岸時にエンジン停止後に惰性で動く距離は、静水面上では艇長の約5倍程度といわれているのでこれを参考とし、さらに流水の影響を加味して判断するものとする。



# 堤内地が住宅地でない。

暫定係留を認める箇所は、小松市の都市計画上、住居地域ではなく、影響が少ない。



## 行政代執行

所有者が判明 :注1

是正指示 :注2  
(河川法第77条第1項)

弁明の機会の付与  
(行政手続法第13条第1項第2号)

監督処分  
(河川法第75条第1項)

不利益処分理由書  
(行政手続法第14条第1項)

戒告書の交付  
(行政代執行法第3条第1項)

代執行命令書の交付  
(行政代執行法第3条第2項)

行政代執行の実施  
(行政代執行法第2条)

代執行費用納付命令  
(行政代執行法第5条)

代執行費用の徴収: 注3  
(行政代執行法第6条)

最短約5か月

## 簡易代執行

所有者が不明 :注5

撤去する旨を公告 :注6  
(河川法第75条第3項)

簡易代執行の実施  
(河川法第75条第3項)

除却した工作物の保管  
(河川法第75条第4項)

返還のための公示 :注7  
(河川法第75条第5項)

所有者が判明  
(工作物の返還)

要した費用の請求  
(河川法第75条第9項)

注5 過失なく所有者等が判明しない場合のみ簡易代執行が可能

注6 通常、現地や事務所掲示板等を利用し公示する

注7 保管を初めた日から14日間、事務所等に掲示する。その後も所有者等が判明しないときは官報等に掲示する。

所有者が不明

所有者が国に帰属  
(河川法第75条第10項)

物件の引き取り通知

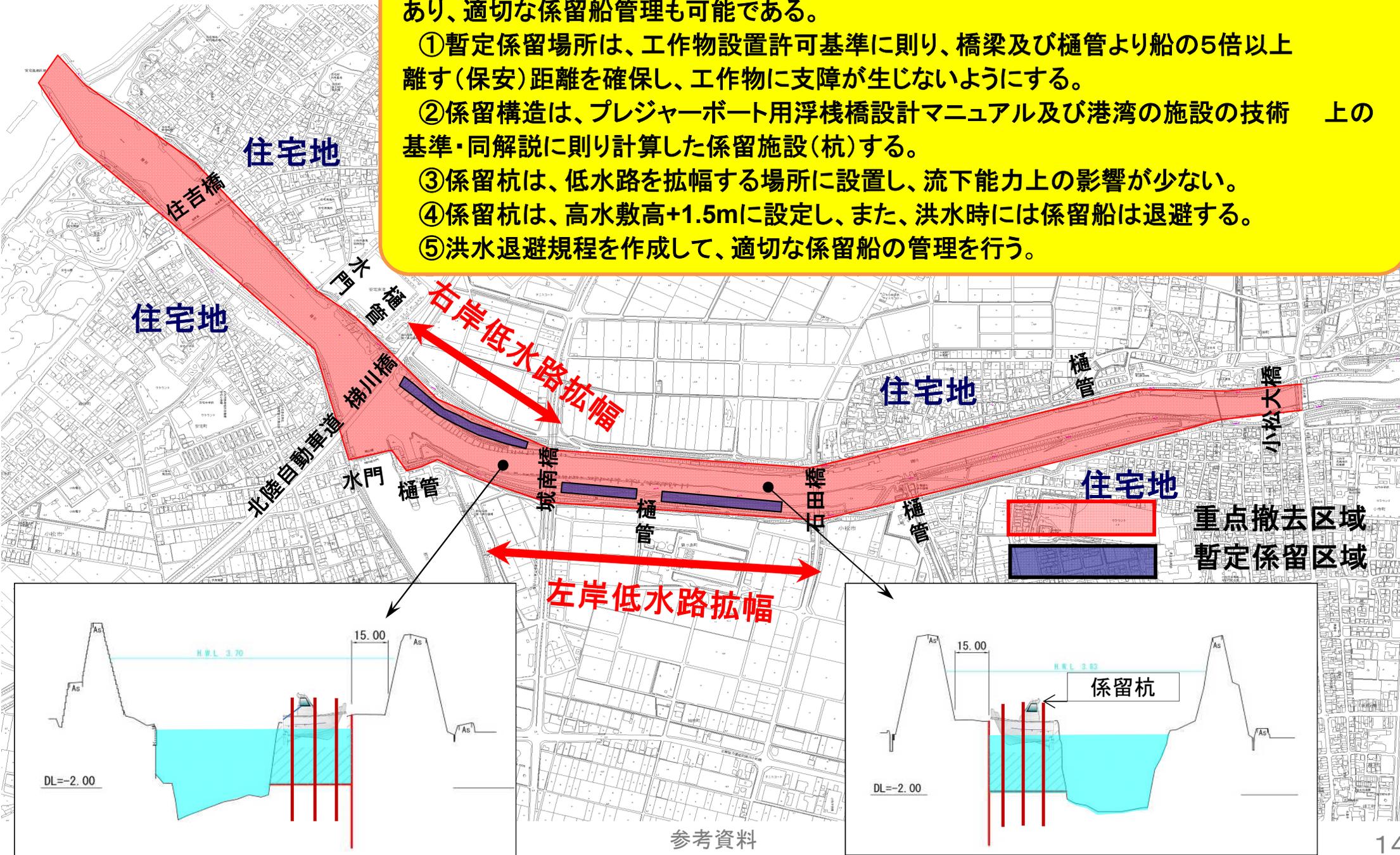
物件の処分 :注4

- 注1 小型船舶番号、漁船登録番号等から所有者等を調査
- 注2 是正指示は複数回行うことも可能
- 注3 国税滞納処分の例により財産の差し押さえが可能
- 注4 財産的価値のあるものは売払い、価値のないものは破棄する。

# 適切な係留施設構造で適切な係留船管理

係留する施設構造は、以下のとおり治水上及び河川管理上支障の少ない係留施設構造であり、適切な係留船管理も可能である。

- ① 暫定係留場所は、工作物設置許可基準に則り、橋梁及び樋管より船の5倍以上離す(保安)距離を確保し、工作物に支障が生じないようにする。
- ② 係留構造は、プレジャーボート用浮棧橋設計マニュアル及び港湾の施設の技術上の基準・同解説に則り計算した係留施設(杭)する。
- ③ 係留杭は、低水路を拡幅する場所に設置し、流下能力上の影響が少ない。
- ④ 係留杭は、高水敷高+1.5mに設定し、また、洪水時には係留船は退避する。
- ⑤ 洪水退避規程を作成して、適切な係留船の管理を行う。

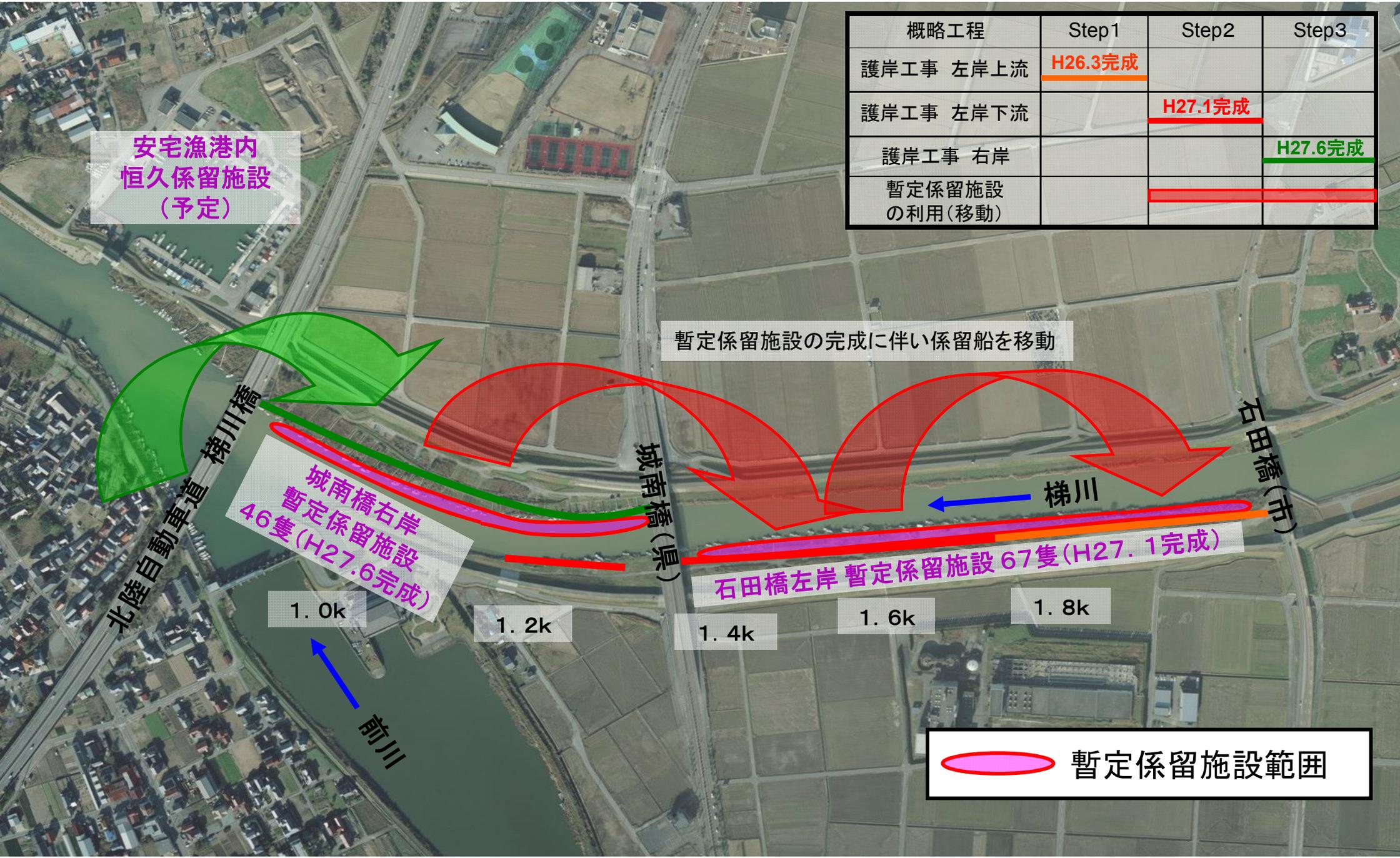


# 梯川暫定係留計画(平成28年 整備状況)

概略工程	Step1	Step2	Step3
護岸工事 左岸上流	H26.3完成		
護岸工事 左岸下流		H27.1完成	
護岸工事 右岸			H27.6完成
暫定係留施設の利用(移動)			

安宅漁港内  
恒久係留施設  
(予定)

暫定係留施設の完成に伴い係留船を移動



城南橋右岸  
暫定係留施設  
46隻(H27.6完成)

石田橋左岸 暫定係留施設 67隻(H27.1完成)

○ 暫定係留施設範囲

# 梯川係留船対策計画

資料10

H25 ~ H27

H28~

1年～3年目(目処)

4年目以降

水面利用調整会議

漁港活性化計画

低水護岸工事

(H27.3完成)

河川法許可

(H25.7～順次許可、H25.12～使用許可)

暫定係留施設

(H27.6完成)

暫定係留

安宅漁港内係留

重点撤去区域の設定

行政代執行

放置艇禁止河川の指定

恒久施設完了

# 河川法施行令の改正について(放置艇対策の強化)

## 改正の概要(平成26年4月1日施行)

- ①現行の河川法施行令第16条の4第1項第2号において流下阻害の防止及び河川の清潔の保持の観点から、「土石」又は「ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物」を「捨て」る行為を禁止していることから、みだりに、すなわち正当な権原又は正当な理由なく、河川区域内に船舶その他の物件で河川管理者が指定したものを捨て、又は放置することを禁止する旨を同号に規定する。
- ②対象区域は、河川区域内であればおよそ船舶等の放置が洪水時の流下阻害等を及ぼす原因となるおそれがあることから、河川区域全般とする。
- ③規制の対象物は、主に船舶を想定しているが、個別の河川の態様によって船舶以外にも河川管理上の支障となる物件(例えば、浮棧橋等)があり得ることから、河川管理者が指定することとし、指定した場合にはその旨を公示することとする。
- ④罰則の量刑は、河川法施行令第59条による「土石」を捨てた場合の量刑と同様に、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金を課すこととする。

# 河川法施行令第16条の4第1項各号の整理 —規制する目的、物、場所、行為、量刑—

	目的	対象物	場所	行為 (みだりに)	量刑
1号	河川管理* (河川自体、河川管理施設の保全)		(河川)	損傷	懲役6月以下 罰金30万円以下 (§ 58)
2号	・河川管理 (流下阻害の防止) ・河川の清潔に支障を及ぼすおそれのある行為の規制	・船舶その他の河川管理者が指定した物(イ) ・土石(ロ) ・ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物(ハ)	河川区域内の土地	捨てる <u>放置する</u>	懲役3月以下 罰金20万円以下 (§ 59)
3号 イ	河川管理 (河川管理施設の保全)	自動車その他の河川管理者が指定した物	河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域	入れる	懲役3月以下 罰金20万円以下 (§ 59)
3号 ロ	動植物の生息・生育空間の保護	自動車その他の河川管理者が指定した物	河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域	入れる	懲役3月以下 罰金20万円以下 (§ 59)

※\* 河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の規制

※赤字が今回の改正内容